

公共施設の最適化に向けた取組について（素案）

尼崎市の公共施設はその多くが老朽化等の問題を抱えており、耐震性の確保や施設の建替え等を進めていかなければならないといった大きな課題がある。しかしながら、尼崎市の非常に厳しい財政状況では、今ある全ての施設を建替えることは不可能であり、また、人口の大幅な減少等により、十分に活用されているとは言いがたい施設もある。

このような状況のなか、持続可能な行財政運営やまちづくりを進める上においても、公共施設全般にわたって数や配置、機能の最適化を図るため、次の考え方に基づく取組を進める必要がある。

ア 総量の圧縮による維持管理コストの抑制と建替え等の財源の確保

イ 施設の機能・利便性の向上

ウ 新たに建設する施設の長寿命化とライフサイクルコストの平準化・削減

こうした取組を通じて、経済的なコストで、適量かつ良好な品質の施設の提供（公共施設の最適化）を行うものとする。

以上の基本的な考え方のもと、喫緊に対応しなければならない課題として、以下のとおり取組を進める。

1 地域における協働のまちづくり等の拠点及び行政サービス提供の場の設置場所等について

（1）地域振興センター等

ア 6地区の地域振興センター及びコミュニティルームについては、施設の老朽化等の状況や窓口機能の集約化の内容などを踏まえるなか、中央地区以外は地区内に新たに建設する地区会館との複合施設に設置する。支部社協についても、地域振興センターとともに新たな複合施設内に設置する。

イ 中央地区の開明庁舎については耐震性が確保できていることから、引き続き、現在の施設を使用する。

（2）保健福祉業務

ア 地域保健担当、地域福祉担当の集約を行うなかで、市民からの相談等に対し、保健・福祉に係る各組織が一体的に、十分な連携のもとで対応でき、また、相談、手続きができるだけ完結するよう、福祉事務所、福祉担当各課及び保健センター機能を再編した相談窓口（仮

称 / 保健福祉センター) を市内 2 か所に設置し、専門性を持った相談機能(生活保護、高齢者、障害者、児童など)を充実化する。

イ 仮称 / 保健福祉センターは、市役所第2駐車場に新たに建設する複合施設と、阪急塚口駅周辺(塚口さんさんタウン内)に床を確保し、設置する。施設内での配置については、利用者の安全・安心や利便性にも配慮し、検討する。

ウ 上記の取組は平成27年度中を目途に実施する。

(3) サービスセンター・証明コーナー

ア より効率的な窓口配置と、窓口取扱業務を統一するべく、現行5か所の証明コーナーを鉄道駅周辺3か所(阪急・JR・阪神)のサービスセンターに集約化を行う。

イ 阪急沿線及び阪神沿線については、現在の阪急塚口サービスセンター(塚口さんさんタウン3番館6階)、阪神尼崎サービスセンター(開明庁舎)を存続する。JR沿線については、より利便性を高めるとともに、市の外郭団体が管理する施設の有効活用を図るため、JR尼崎駅付近(アミダ川内)に床を確保し、サービスセンターを設置する。

ウ 上記の取組は、今後導入するコンビニ交付の普及期間を一定確保した後、平成29年中を目途に実施する。

(4) 窓口機能の集約等に伴う課題への対応について

窓口機能の集約等に伴う課題については、今後、以下の方向性を持って市内部での検討、調整、他団体との調整等を進める。

ア これまで各地区の地域保健担当、地域福祉担当が担ってきた申請受付等の窓口業務については、高齢者、障害者等の負担を勘案し、各地区に支部社協を持つ社会福祉協議会への委託により、各地区において引き続き実施できるよう調整を行う。

これにより、各支部社協のより市民に身近な福祉拠点としての発展、また、仮称 / 保健福祉センター、地域包括支援センターなども含めた重層的な支援体制の構築を目指す。

イ 証明コーナーの集約化に伴い、本庁やサービスセンターへの集中が予想されることから、当該窓口の事務室及び待合スペースの拡張整備を行う。また、市民サービス面での低下を補う手段として、コンビニ交付の導入に向けた取組を進めるとともに、一部の届出業務について郵送での受付などの代替的手法を講じる。

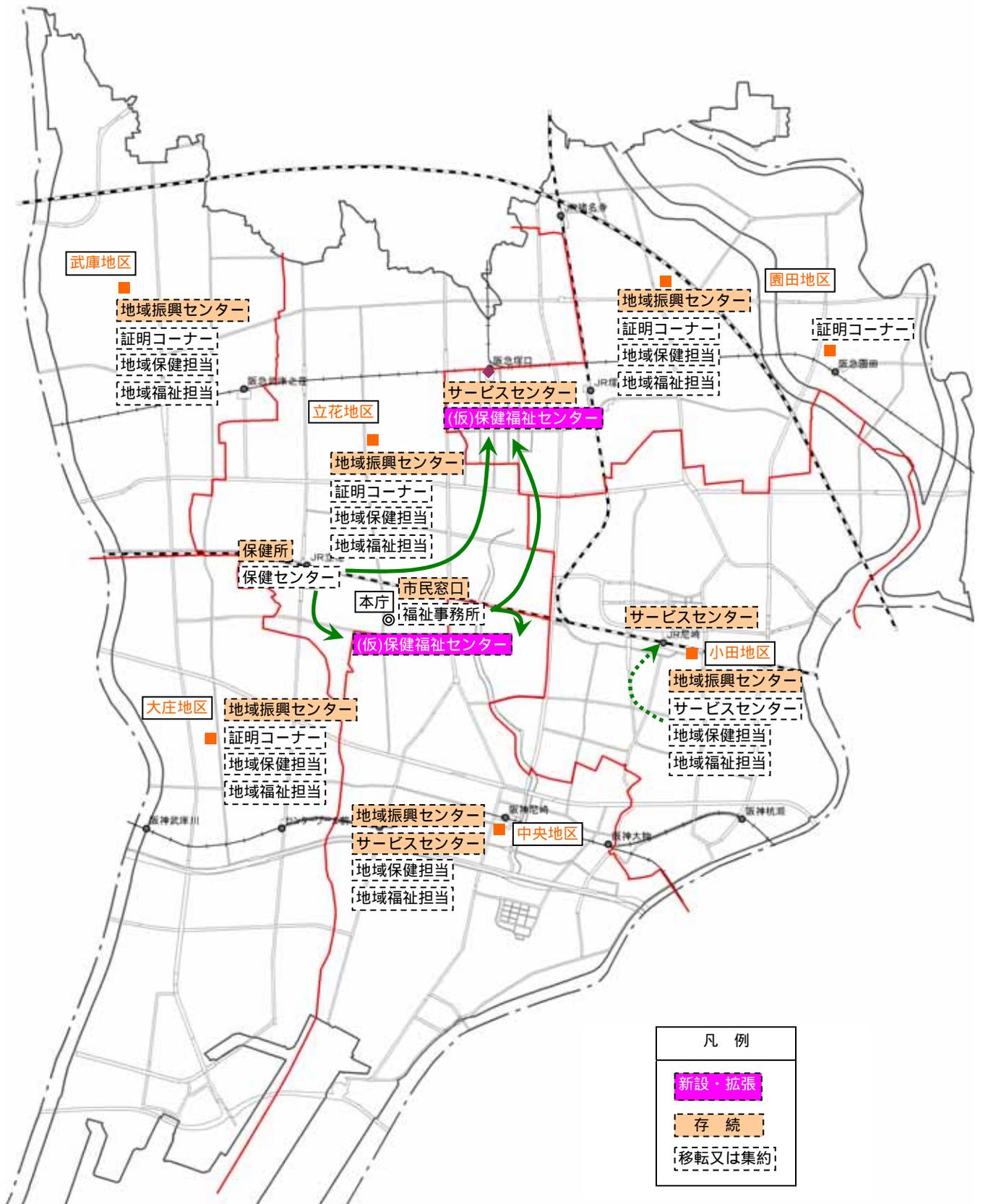
資料 1 福祉事務所、地域保健担当、地域福祉担当等に係る現状と選択肢の比較

	現状の課題
地域保健担当 地域福祉担当 (6か所)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や予防接種などの保健業務を実施するうえで、建物の構造面から当該業務の安全・安心な実施に課題を抱えている。 ・福祉関係の申請受付等の事務を行っているものの、相談対応を含む業務内容には制約があるため、結局本庁に行かざるを得ない場合もある。手続等の内容によって行く窓口が異なることにより、市民にとって分かりづらく、不便さを招く要因となっている。
福祉事務所 (本庁1所)	<ul style="list-style-type: none"> ・長引く経済の低迷、高齢化の進行等による被保護者数の大幅な増加により、年々組織規模が拡大し、組織の肥大化による弊害が生じてきている。 ・本庁舎内での適切な事務スペースの確保が難しくなっている。



	基本方向	策定過程で検討した選択肢
個所数と場所	仮称 / 保健福祉センター 2 か所 ・ 阪急塚口 ・ 本庁周辺	仮称 / 保健福祉センター 3 か所 ・ 阪急塚口 ・ JR 尼崎 ・ 本庁周辺
現状の課題への対応、取組の効果	必要な床の確保又は新たな施設の建設により、保健業務を実施するうえでの課題を解消できる。 集約化と窓口機能の充実化により、保健福祉サービスの総合的な相談窓口機能の強化を図ることができる。 サービスの総合化により、機能間の連携強化や職員のスキルアップを図ることができる。	
実施に伴う課題等	・ 南北間の人口格差 (南部 4 割、北部 6 割) が問題となるが、被保護世帯は南北ほぼ均衡している。 ・ 0-12 歳の数は北部が約 64% を占めていることから、人員配置や施設整備の面で状況に応じた配慮が必要になる。	・ 各区域の人口格差を見れば、0-12 歳の数では武庫・立花が 42%、小田・園田が 37%、中央・大庄が 21% と、2 所の場合よりも格差が広がる。
		・ 適切な人員配置であれば 3 所の方が市民サービスは向上するが、職員数が大幅に増加する。 ・ 不十分な組織体制での 3 所化は、かえって市民サービスの低下を招く。
	(地域の身近な場所に窓口がなくなる。) 課題対応 1 (4)	

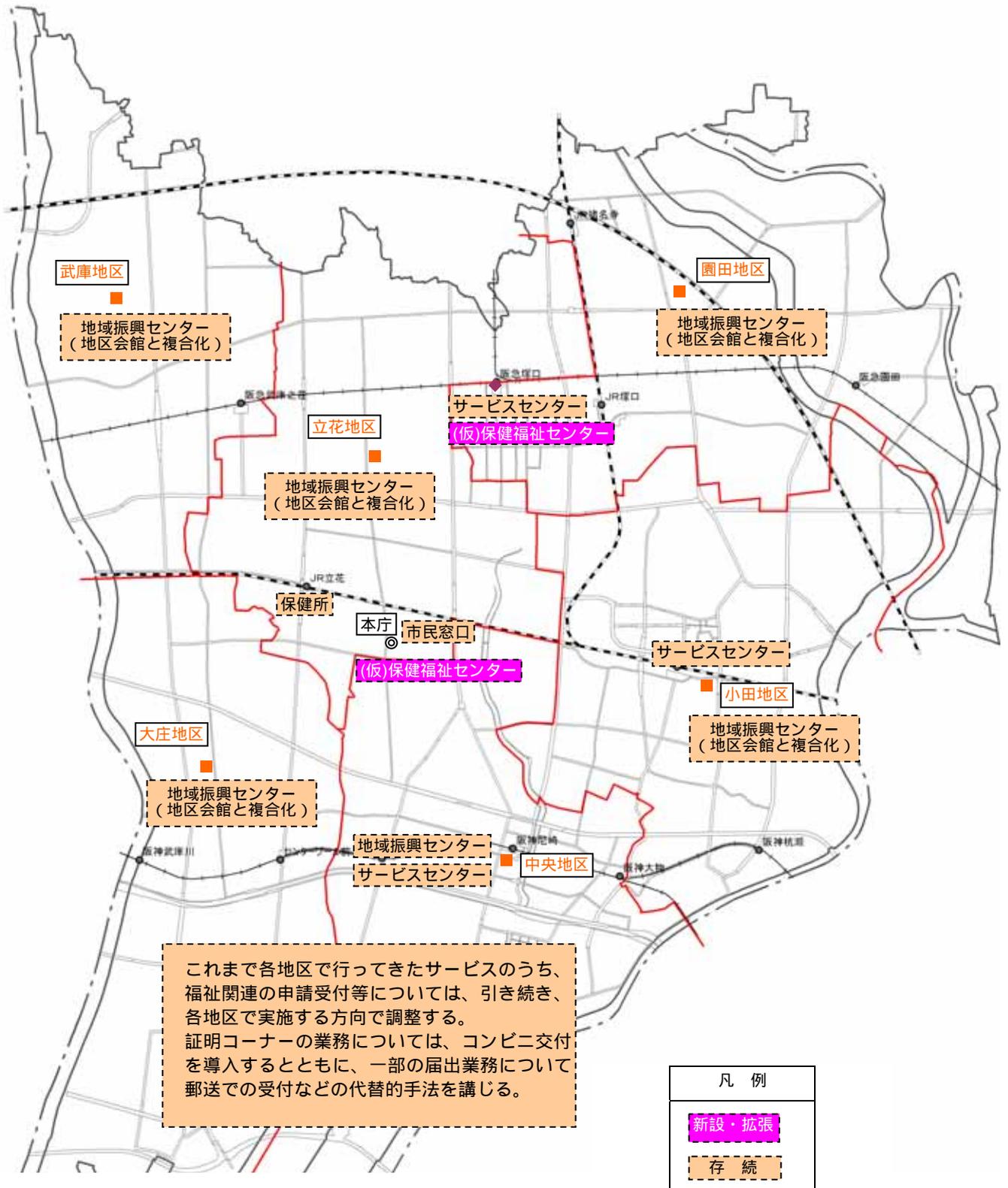
資料2 地域における協働のまちづくり等の拠点及び行政サービス提供の場の配置



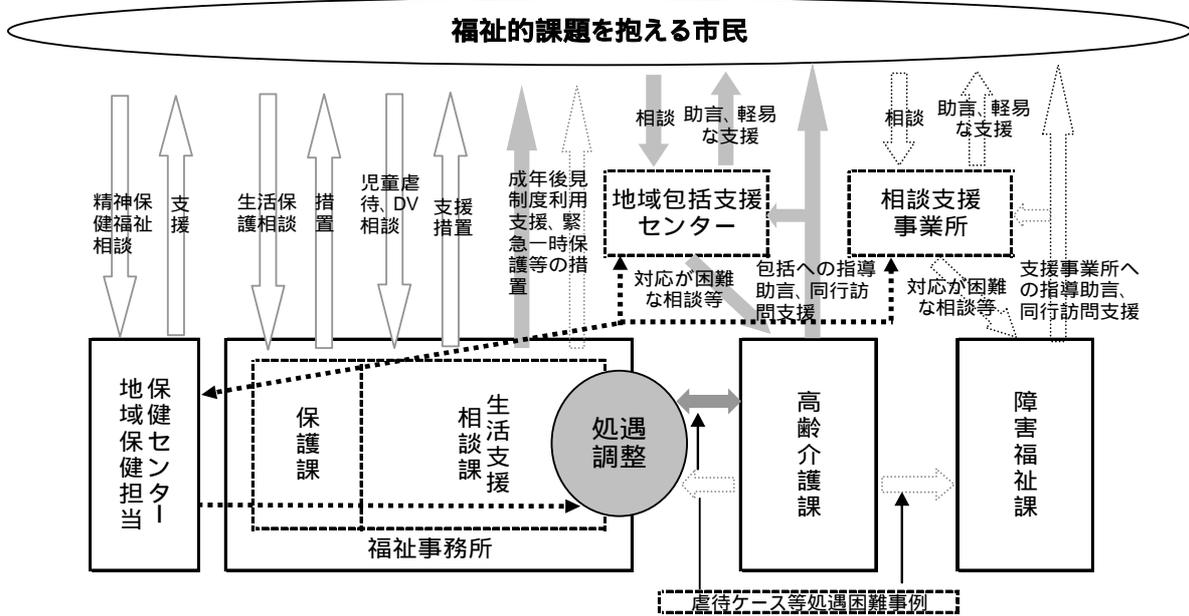
資料2 地域における協働のまちづくり等の拠点及び行政サービス提供の場の配置（再編後）

下図では、地域振興センター（地区会館と複合化）は、便宜上、支所の現在地に記載している。
 建替え後の設置場所を示すものではない。

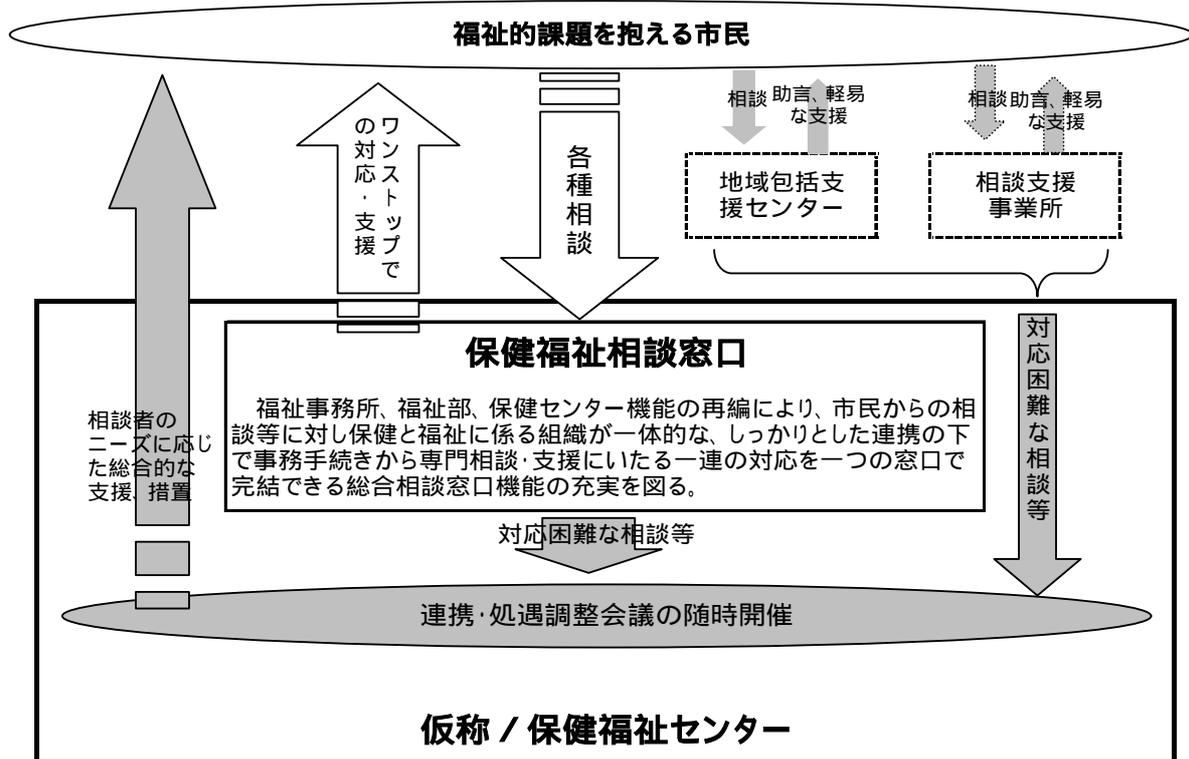
（小田、大庄、立花、武庫、園田の各地区の地区会館と地域振興センターの複合施設は、平成25年度上半期を目途に設置場所等を定める。）



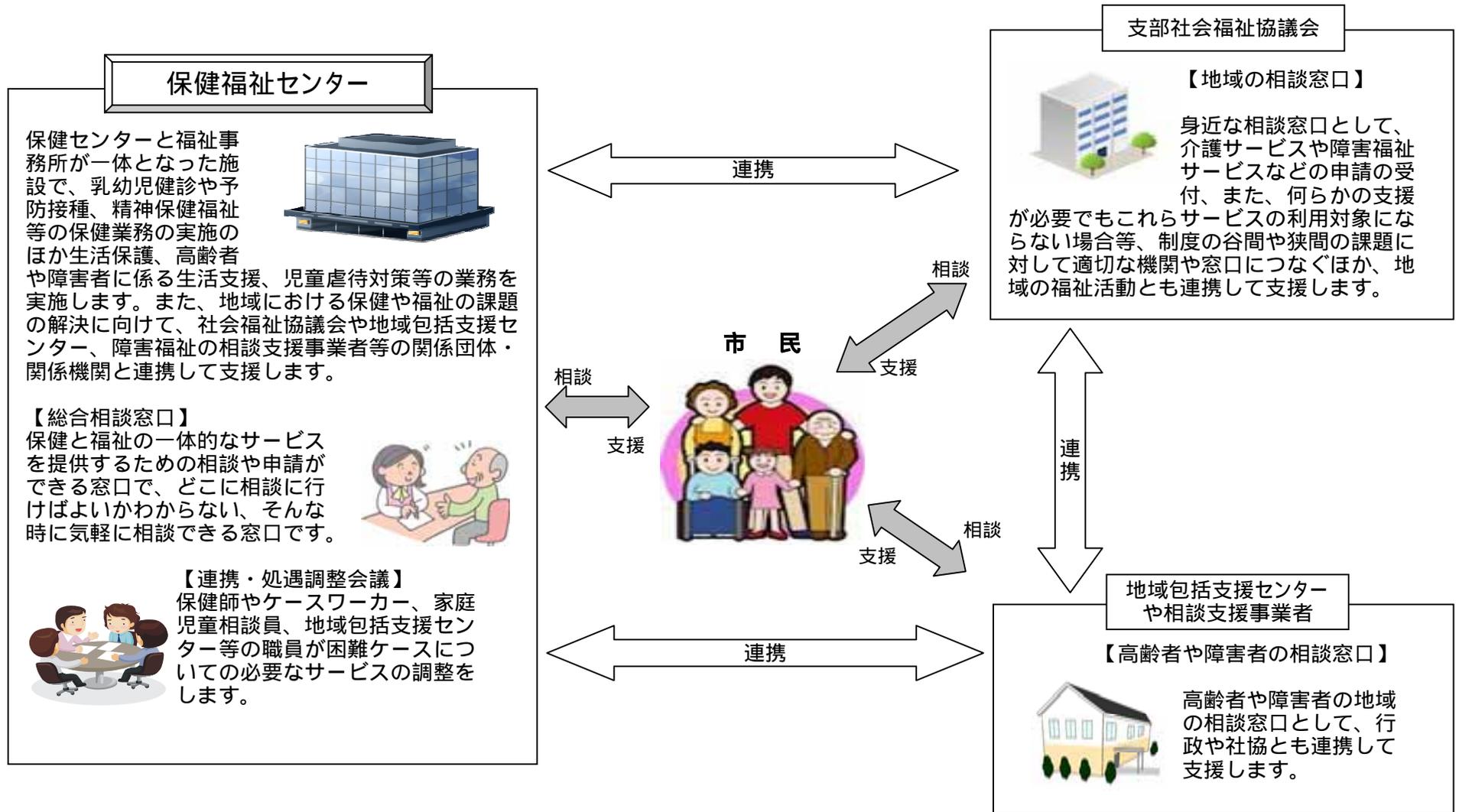
現行の福祉専門相談支援フロー



再編後(保健福祉センター)の福祉専門相談支援フロー(案)



資料3 仮称 / 保健福祉センター等による重層的な相談・支援体制のイメージ



地域保健担当、地域福祉担当窓口業務等概要

所管課	申請等手続内容	現行窓口			
		本庁 又は 保健所 1箇所	各支所 6箇所	塚口 S C 1箇所	窓 口 数 計
福祉課	地区民生児童委員・民生協力員活動事業	-		-	6
	市バス特別乗車証交付事業	-		-	6
高齢 介護課	家族介護用品支給事業等、高齢者軽度生活援助事業、高齢者移送サービス事業等 高齢者施策の申請受付			-	7
介護保険 事業担当	要介護認定、給付関係申請			-	7
	介護保険被保険者資格関係届出				8
障害 福祉課	身体障害者手帳・療育手帳交付事務	-		-	6
	障害者自立支援申請（身体障害、知的障害）			-	7
	重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料助成事業、日常生活用具給付等事業等 障害者施策の申請受付等			-	7
福祉 医療課	福祉医療関係申請、届出				8
健康 増進課	精神障害者保健福祉手帳交付（経由）事務等			-	7
	障害者自立支援申請（精神障害）			-	7
保健セン ター	難病患者居宅生活支援事業	-		-	6
	養育・育成医療給付申請			-	7

2 地区会館等の各地区にある施設の建替えや設置場所等について

(1) 建替え等の検討対象施設について

対象施設については、今後 10 年程度の間建替え等が必要と考えられる施設を基本として、複合化の組み合わせや施設の移転先の確保等の要素も考慮し、選定する。

支所（地域振興センター）を含めた各地区にある施設のうち、老朽化が進み、かつ、耐震基準改正前のしゅん工で、耐震改修未実施の施設は以下のとおりである。

【支所 / 地域振興センター】 小田 大庄 立花 武庫 園田

【地区会館】 大庄 立花 武庫 園田

【地区公民館】 中央 大庄 立花

このうち、支所（地域振興センター）と地区会館については、複合施設として建替えを行う。また、中央公民館については次項のとおり、市役所第 2 駐車場に建設する複合施設内に設置するとともに、大庄・立花の地区公民館については耐震化等について検討することとする。

(2) 中央地区の施設（中央公民館等）

ア 新たな複合施設を建設し、中央公民館を設置するとともに、施設の機能向上の観点から、400人程度収容の一般利用可能な多目的ホールと複数の会議室も併設する。さらに、窓口機能の集約等に伴い、保健・福祉に係る窓口（仮称 / 保健福祉センター）を設置する。

イ 新たな施設は、様々な機能を有する複合施設とするため、中央公民館の現在地よりも広い敷地が必要になる。併設する多目的ホール等は全市的な施設として位置づけるべきであり、また、窓口利用者の利便性を勘案すると、新たな施設は市内全域からのアクセスに配慮して設置することが求められる。そうしたことから、設置場所は市役所第 2 駐車場として使用している敷地とし、中央公民館の現在地は売却する。

ウ 平成27年度中の供用開始を目途とする。

	5階	多目的ホール等
	4階	中央公民館
	3階	
	2階	仮称 / 保健福祉センター
	1階	

参考 / 素案のたたき台で示したイメージ

6階	多目的ホール等
5階	中央公民館
4階	
3階	仮称 / 保健福祉センター
2階	
1階	市民窓口など

1階部分の駐車場化も考えられる。

資料4 中央公民館等の複合施設の設置場所に係る選択肢の比較

	基本方向	策定過程で検討した場所	
設置場所	市役所第2駐車場敷地に新築して移転する。	労働福祉会館、労働センター敷地に新築して移転する。	中央公民館の敷地で建替えを行う。
敷地の状況	更地（駐車場） 敷地面積約4,200㎡ 市バス6系統	建物あり 敷地面積約4,000㎡ 阪神尼崎駅北（徒歩約10分） 市バス4系統	建物あり 敷地面積約1,800㎡ 市バス多数
最大可能延床面積	約8,400㎡	約8,000㎡	約3,600㎡
遊休地となる敷地	中央公民館 労働福祉会館等	中央公民館	労働福祉会館等
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域の中ほどで、市内全域からのアクセスがよい。 ・ 駐車場を確保できる。 ・ 第2駐車場敷地の有効活用が図られる。 ・ 引き続き中央公民館の所在地周辺に貸館機能を確保できる。 ・ 開発可能な遊休地の規模も大きくなり、現役世代の転入促進等への寄与もより期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場を確保できる。 ・ 労働福祉会館等の利用者に対して、引き続き現在地周辺に貸館機能を確保できる。 ・ 阪神尼崎駅から比較的近い。（ただし、この利点を重視する利用者には市外利用者も多く含まれると考えられ、全ての尼崎市民にとって最も重視すべきメリットとまでは言えない。） 	
デメリット		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央公民館の所在地周辺に貸館施設がなくなる。 ・ 北部や中部の市民にとっては比較的遠い。 ・ 開発可能な遊休地の規模が小さくなり、人口増等への寄与も限定的となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地が狭いため、複合施設の建設には向かない。 ・ 駐車場の確保も難しい。 ・ 建設期間中の休館が必要となる。

(3) 小田、大庄、立花、武庫、園田地区の施設（地区会館、支所）

ア 新たな施設を建設し、地区会館と地域振興センター等を設置する。

イ 新たな施設の設置場所については、市民意見も踏まえるなかで今後検討する。

ウ 現在の地区会館が平成28年度まで指定管理者による管理が行われることを踏まえ、新たな施設は平成29年度以降の供用開始とする。

エ 現在の支所、地区会館の廃止に伴い生じる遊休地は、当該遊休地周辺の状況を見ながら、現役世代の転入・定住を促進するため、基本的には優良な住宅等の形成並びに新施設建設の財源確保に活用する。

オ 上記イ～エの内容については、平成25年度上半期を目途として成案化に取り組むこととする。

(4) 労働福祉会館・労働センター

ア 地区会館等と同様に貸館機能を有する施設である労働福祉会館、労働センターについては、平成24年度末をもって廃止する。

イ 両施設の貸館機能は地区会館等の施設数を維持することで一定の代替が可能であると考え、ホール利用のニーズにより積極的に応えるため、市役所第2駐車場に新たに建設する複合施設内に、一般利用可能なホール等を設置する。

(5) 総合センター

ア 総合センター及び旧青少年会館、旧老人福祉センター分館等の地区施設等については、平成18年度以降の行財政改革の取組の一環として進めてきた総合センターへの機能統合を引き続き実施し、各地域それぞれ1館体制に集約化を図る。

イ 総合センターの管理運営体制についても、民間活力を導入し、効果的な事業実施及び管理運営経費の効率化を図るため、平成27年度を目途として、指定管理者制度の導入に向け調整を進めていく。

3 主に市の業務で利用する庁舎の建替え等について

老朽化等の問題を抱える施設（西消防署等）については、速やかに市内部での検討・調整を行い、移転、建替え等に向けた事務を進める。

なお、本庁舎については老朽化等の状況を踏まえ、市制 100 周年（平成 28 年度）という節目も視野に入れ、地区会館等の諸施設の建替え終了後に建替え等に着手するべく、市内部での検討チーム設置や市民等からの意見聴取を行うなど、今後の方向性について検討を進める。

4 尼崎養護学校の市内移転について

尼崎養護学校については、現校舎は西宮市田近野町にあり、通園バスに 1 時間以上乗車する児童・生徒も存在し、市内への移転が重要な課題となっていることから、引き続き、移転の場所及び時期等について検討、調整を進める。

5 P F I 事業の検討について

公共施設の最適化の取組にあたっては、民間の資金・ノウハウ等の活用や財政負担の軽減・平準化等を図るため、P F I 事業の導入に向けて検討を進めることとし、市役所第 2 駐車場の複合施設について、モデル事業としてその効果や課題を検証する。

以 上

別表 各地区の複合施設の設置場所の選択肢

小田地区	選択肢 1	選択肢 2
場所	小田支所の現在地	小田地区会館内（現行の施設内に地域振興センター等のスペースを確保し移転）
敷地等の状況	建物あり、供用中 敷地面積約 2,500 m ² （うち約 450 m ² は西側駐車場）	建物あり、供用中 建物は昭和 49 年度しゅん工（耐震改修済み）で長洲保育所との複合施設
低・未利用または遊休地となる敷地等	支所西側駐車場 現小田地区会館の建物（長洲保育所との複合施設）	小田支所
その他	現地建替えとなるため、建設中の地域振興センター等の暫定移転が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに施設を建設するよりはコストを抑えられるが、小田地区会館の貸室が減少する。 ・ 「新たに複合施設を建設する」としてある素案の方向性とは異なる。 ・ 地区のやや南寄りの配置となる。

大庄地区	選択肢 1	選択肢 2、3
場所	旧大庄西中学校跡地 （一部を活用）	支所又は地区会館の現在地
敷地の状況	建物あり 活用可能な敷地面積 約 7,000 m ²	建物あり、供用中 敷地面積（支所）約 2,100 m ² 、（地区会館）約 1,600 m ²
遊休地となる敷地	大庄支所、大庄地区会館	大庄支所又は大庄地区会館
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会が考える敷地活用方法である、「地域にある公共施設の集約建替え」と一致する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売却可能な敷地が減る。 ・ 建設中の地域振興センター等の暫定移転又は地区会館の休止が必要 ・ 大庄支所は大庄公民館と極めて近接している。また、大庄地区会館は地区内ではやや東寄りとなる。

立花地区	選択肢 1	(その他の選択肢)
場所	立花支所の現在地	現段階では、左記以外に地区内において、複合施設の設置場所として活用可能な候補地は見込めない。
敷地の状況	建物あり、供用中 敷地面積約 1,800 m ²	
低・未利用または遊休地となる敷地等	現立花地区会館の建物（大西保育所との複合施設）	
その他	・ 現地建替えとなるため、建設中の地域振興センター等の暫定移転が必要	

武庫地区	選択肢 1	選択肢 2、3
場所	旧つり池貸地等	支所又は地区会館の現在地
敷地の状況	更地 敷地面積約 1,700 m ² （旧子ども広場跡地を含む。）	建物あり、供用中 敷地面積（支所）約 1,200 m ² 、（地区会館）約 2,400 m ²
遊休地となる敷地	武庫支所 武庫地区会館	武庫支所又は武庫地区会館 旧つり池貸地等
その他	・ 支所の敷地は一角を忠魂碑が占めており、仮に忠魂碑とその周辺部分を切り分けたとしても、売却価値は不透明である。（敷地の存続、活用の検討が必要）	・ 建設中の地域振興センター等の暫定移転又は地区会館の休館が必要 ・ 支所は敷地内の忠魂碑部分が使用できないため、新たな複合施設を設置するのは実際には難しい。 ・ 地区会館の 1 階にはクリニックが入居しており、平成 28 年度まで契約が続く見込みであることから、それまでは新たな施設の建設に着手することができない。

園田地区	選択肢 1	選択肢 2、3
場所	旧尼崎東高校敷地（一部を活用）	支所又は地区会館の現在地
敷地の状況	建物あり 敷地面積（全体） 約 33,800 m ²	建物あり、供用中 敷地面積（支所）約 1,600 m ² 、（地区 会館）約 1,300 m ²
遊休地とな る敷地	園田支所 園田地区会館	園田支所又は園田地区会館
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用地の有効活用が図られる。 ・ 地区会館の現在地周辺に貸館施設がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設中の地域振興センター等の暫定移転又は地区会館の休館が必要。 ・ 地区会館の現在地は、地区の東寄りの配置となる。

(参考)

支所、地区会館、地区公民館の現在の配置状況と選択肢に挙げている活用可能な市有地の状況

